

令和2年(2020年)5月20日

保護者の皆様

箕面市教育委員会

学校における新型コロナウイルス感染症予防の対応について

平素は、本市の教育にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、保護者の皆様には、「緊急事態宣言」の発令を受け、5月7日付通知文で、臨時休業期間の令和2年(2020年)5月31日までの延長と臨時休業中の登校日及びご家庭での感染予防対策と登校時の健康観察簿の活用についてご連絡をさせていただきましたが、感染予防の観点から、下記の点についてご対応いただきますよう改めてお願いいたします。

記

- 児童生徒に、発熱、咳、喉の痛み等の風邪の症状や体調不良が見られる場合は学校に連絡のうえ、登校を控えてください。
- 児童生徒の同居家族に上記と同様の症状が見られる場合も、安全を最優先に考えるため、児童生徒に体調不良等の症状がなくても、念のため登校を控えてください。
- 児童生徒に次の症状がある場合は「帰国者・接触者相談センター」に相談してください。
 - ①息苦しき、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ②重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的風邪の症状がある場合
 - ③上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
- 学校外においても、屋内外問わず、児童生徒が集まって遊ぶような状況は、避けるようにしてください。

※なお、学校においては、感染予防として下記の対応をいたしますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

- 児童生徒に体調不良が見られた場合は、他の児童生徒との接触を避けて休養させます。複数名の体調不良の児童生徒がいる場合は、部屋を分けて休養させます。（現在、各学校においては保健室は2カ所以上設けています）
学校は、体調不良の児童生徒の保護者にただちに連絡をとり、学校へのお迎えをお願いします。
- 学校内で児童生徒・教職員に新型コロナウイルス感染症の発生が疑われた場合、その時点でただちにすべての活動を中止して、児童生徒を全員下校させます。
その後の学校の再開については、保健所と協議の上、判断します。
- 児童生徒・教職員が新型コロナウイルス感染症に罹患したことが判明した場合、学校は臨時休業とします。

【問い合わせ先】

箕面市教育委員会 子ども未来創造局 学校教育室
TEL 072-724-6761
Email: edugakkou@maple.city.minoh.lg.jp